

# 岐阜県公報

第二千九百三十号  
平成三十年三月十六日

(金曜日)

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知

(郡上農林事務所) 一六一

## 目次

### 規則

岐阜県生活保護法施行細則の一部を改正する規則

(地域福祉課) 一五二<sup>ページ</sup>

岐阜県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則

(同) 一五二

岐阜県肥料取締法施行細則の一部を改正する規則

(農産園芸課) 一五二

岐阜県都市計画法施行細則の一部を改正する規則

(建築指導課) 一五二

### 告示

岐阜県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

(都市公園課) 一五三

土壌汚染対策法に基づく措置を講ずることができると必要な区域の指定の解除

(環境管理課) 一五六

保安林に指定する予定である旨の通知

(治山課) 一五六

道路の区域変更

(道路維持課) 一五七

道路の供用開始

(同) 一五八

液化石油ガス販売事業者の認定

(消防課) 一五八

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

(商業・金融課) 一五九

公共測量の終了

(用地課) 一五九

開発行為の工事の完了

(建築指導課) 一六一

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる  
ときは翌日)

平成三十年三月十六日

規則

岐阜県生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月十六日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第七号

岐阜県生活保護法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県生活保護法施行細則（昭和五十年岐阜県規則第九号）の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「若しくは介護療養型医療施設」を「介護療養型医療施設の管理者若しくは介護医療院」に改める。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

岐阜県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月十六日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第八号

岐阜県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則

岐阜県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則（平成二十年岐阜県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「若しくは介護療養型医療施設」を「介護療養型医療施設の管理者若しくは介護医療院」に改める。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

岐阜県肥料取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月十六日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第九号

岐阜県肥料取締法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県肥料取締法施行細則（昭和二十六年岐阜県規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表五の項中「のフ、イ又はロに定める哺乳動物由来たん白質、オキセン由来たん白質又は魚介類由来たん白質」を「に定める動物由来たん白質であつて、同(1)の表の第2欄に定める確認済ゼラチン帯以外のもの」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県都市計画法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月十六日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第十号

岐阜県都市計画法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県都市計画法施行細則（昭和四十六年岐阜県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「国の機関」を「国又は都道府県等の機関」に改める。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

岐阜県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第十一号

岐阜県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県都市公園条例施行規則（昭和三十七年岐阜県規則第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項を削り、同条第二項中「工事実施の期間及び原状回復の方法」を「及び期間並びに都市公園の復旧方法」に改め、同項を同条とする。

第六条第二項中「平成記念公園にあつては別記第七号様式の三」を削り、「別記第七号様式の四」を「別記第七号様式の三」に、「別記第七号様式の五」を「別記第七号様式の四」に、「別記第七号様式の六」を「別記第七号様式の五」に、「別記第七号様式の七」を「別記第七号様式の六」に、「別記第七号様式の八」を「別記第七号様式の七」に改める。

第六条の二第一項中「別記第七号様式の九」を「別記第七号様式の八」に改める。

公園施設の種類及び構造	設置に必要な面積	平方
設置の場所		
設置の目的		
設置の理由		
設置の期間	年 年 月 月 日から 日まで	

別記第一号様式中

メモ			
設置の目的			
設置の期間	年 年 月 月 日から 日まで		
設置の場所			
公園施設の種類及び構造		設置に必要な面積	平方メートル
公園施設の管理の方法			

を

原状回復の方法

を

都市公園の復旧方法

に改める。

公園施設の種類又は名称	公園施設の面積	平方
管理の場所		
管理の目的		
管理の方法		

別記第二号様式中



占用の期間	年 月 日	日から
占有物件等の管理の方法		日まで

都市公園の名称	
占用の目的	
占用の期間	年 月 日から 年 月 日まで
占用の場所	
占有物件の種類及び構造	
占有物件の管理の方法	

「原状回復の方法」を「都市公園の復旧方法」に付する。


原状回復の要否

行為をする場所又は公園施設名	行為の概要	行為の目的	行為の期間	行為の時間	原状回復の方法
	種類				
			年 月 日 時 分		

行為の目的	
行為の期間	年 月 日から 年 月 日まで
行為を行う場所又は公園施設	
行為の内容	種類 方法



に改める。

別記第七号様式の三を削り、別記第七号様式の四を別記第七号様式の三とし、別記第七号様式の五から別記第七号様式の九までを一様式ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

告 示

岐阜県告示第百二十九号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）の指定を次のとおり解除する。

平成三十年三月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定を解除する要措置区域

平成二十九年岐阜県告示第七十七号により指定した区域（各務原市蘇原三柿野町字中之島一四二番の一部）の一部

二 指定に係る特定有害物質の種類

六価クロム化合物

三 当該要措置区域において講じられた汚染の除去等の措置  
土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）

岐阜県告示第百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成三十年三月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

山県市円原字水又二一八八の九三、字川戸平二二二〇の五、二二二〇の一七、二二二〇の三一、二二二〇の三二、二二二〇の三九、二二二〇の四〇、二二六八の一〇、二二六八の一〇、二二六八の二二、二二六八の三五、二二六八の七四、二二六八の九五、字橋戸二二〇〇の五、二二〇〇の一〇、二二〇〇の一七、字小屋平二二〇五の九、二二〇五の一〇

（二） 指定の目的

水源の涵養

（三） 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（1） 主伐に係る伐採種は、定めない。

（2） 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（3） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（一） 保安林予定森林の所在場所

山県市円原字小屋平二二〇五の四六、二二二五の一〇の一、二二二五の二二、字猿倉二二五九の一〇の一、二二五九の四、二二七〇の二四

（二） 指定の目的

土砂の流出の防備

（三） 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（1） 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び山県市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年三月十六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員（メートル）	延 長 （メートル）	備 考
県道	岩井 高山 停車場線	高山市滝町三三二九番一 地先から 同 市同町三三八番五 地先まで	前	八・五 一・六 三	六・七	
			後	二・三 一・九 四	六・七	

岐阜県告示第百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年三月十六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持

課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員（メートル）	延 長 （メートル）	備 考
県道	室牧 原田線	養老郡養老町大坪字溝東 五三四番二地先から 同 郡同 町同 字同 五二〇番一 地先まで	前	三・六 二・三 五	七・八	
			後	二・〇 一・三 五	七・八	

岐阜県告示第百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年三月十六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員（メートル）	延 長 （メートル）	備 考
県道	本山 東線	揖斐郡揖斐川町外津汲字 白倉一九八一番一 地先地	前	七・二 三・七	三・八	
			後	一・四 〇・三 九	三・八	

岐阜県告示第百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年三月十六日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日ほか）
県道	大間見線 白鳥	郡上市大和町 九番地先から	同市同町 同字平田一六六番地先まで	四三・五	平成三〇・三・一六	平成二九・一・二〇

岐阜県告示第百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年三月十六日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日ほか）
-------	-----	---	---	----------	---------	-----------------------

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日ほか）
県道	室牧原線	養老郡養老町 七〇番地先から	同郡同町 大坪字溝東五二〇番一地先まで	二〇一・〇	平成三〇・三・一六	平成二九・七・三

岐阜県告示第百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年三月十六日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日ほか）
県道	山本東線	揖斐郡揖斐川町 一九八一番一地先地内	同町外津汲字白倉	三九・八	平成三〇・三・一六	昭和二九・三・四 平成三〇・三・一六

公 示

液化石油ガス販売事業者の認定

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第三十五条の六第一項の規定により、液化石油ガス販売事業者の認定をしたの

で、同法第八十八条第二項の規定により公示する。

平成三十年三月十六日

岐阜県知事 古田 肇

名称及び代表者の氏名	所 在 地	認 可 年 月 日
ぎふ農業協同組合 代表理事組合長 櫻井 宏	岐阜市司町三七番地	平成三〇・二・九

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により意見書の提出があつたので、同条第三項の規定により概要を公示する。

なお、その意見書は平成三十年三月十六日から一月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

平成三十年三月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

（仮称）ドラッグコスモス竹鼻店

羽島市竹鼻町狐穴二二四八 外

二 意見の概要

羽島市長の意見

・騒音対策について

・交通について

（届出事項 新設）

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省中部地方整備局越美山系砂防事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があつたので、同法第三十九条において準用する同法第十四

条第三項の規定により公示する。

平成三十年三月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局越美山系砂防事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業期間

平成二十九年七月十三日から

平成三十年二月二十八日まで

四 作業地域

本巣市及び揖斐川町

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省中部地方整備局高山国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があつたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年三月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局高山国道事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業期間

平成三十年二月一日から

同 年三月一日まで

四 作業地域

下呂市

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省北陸地方整備局神通川水系砂防事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年三月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省北陸地方整備局神通川水系砂防事務所

二 作業種類

公共測量（航空レーザ測量）

三 作業期間

平成二十九年十月十日から

平成三十年二月二十日まで

四 作業地域

高山市、大野郡白川村

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により岐阜県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年三月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

岐阜県

二 作業種類

公共測量（水準測量）

三 作業期間

平成二十九年九月五日から

平成三十年二月二十七日まで

四 作業地域

岐阜市、大垣市、羽島市、瑞穂市、海津市、羽島郡笠松町、養老郡養老町、安八郡安八町及び同郡輪之内町

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により関市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年三月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

関市

二 作業種類

公共測量（数値撮影、同時調整、写真地図作成）

三 作業期間

平成二十九年九月十五日から

平成三十年二月二十三日まで

四 作業地域

関市

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により美濃市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年三月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

四 作業地域

美濃市

開発行為の工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公示する。

平成三十年三月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

美濃市

二 作業種類

公共測量（数値撮影（デジタル）及び写真真地図作成（デジタルオルソ））

三 作業期間

平成二十九年五月二十四日から  
平成三十年二月二十八日まで

開発許可（変更許可） 番号及び年月日	開発区域又は工区に含まれる 地域の名称	公共施設の 種類	公共施設の 位置及び区 域	開発許可を受けた者の住所及び氏名
岐阜県指令岐西建築第一 五号の一五 平成二九・一〇・二七 同岐西建築第二六号 の三六 同三〇・一・三三	瑞穂市本田字整理二二〇八番一、二二 〇八番二の一部及び二二〇九番二	道路、水路	開発登録簿 による	瑞穂市穂積一八三三 四 イスト 代表者 大 窪 桂
同岐西建築第一五号の一 六 平成二九・一一・二二	瑞穂市古橋字土海道一四七七番一及び 一四七八番一	道路	同	羽島郡岐南町上印食八丁目八二番地 大丸開発株式会社 代表取締役 白 井 泉
同岐西建築第一五号の一 二 平成二九・一一・二〇	瑞穂市横屋字中吹三三〇番一、三三二 番一及び三三三番一	道路	同	岐阜市早田東町九丁目二番地 山興住宅株式会社 代表取締役 山 田 百合香
同岐西建築第一九号 平成二九・六・二三 同岐西建築第二六号 の二〇 同二九・一一・一四 同岐西建築第二六号 の三三 同三〇・二・二三	「第三工区」本巣市政田字下西浦一九 五三番、一九五四番、一九五五番、一 九五六番、一九五七番、一九五八番一、 一九五八番二、一九五九番及び一九六 七番二の一部	道路、 緑地	同	千葉県千葉市美浜区中瀬一 五一 イオンタウン株式会社 代表取締役 大 門 淳

同岐西建築第一六号の九 平成二九・二一・七	羽島郡岐南町三宅七丁目五四番一、五 五番、五六番及び五七番	道路	同	岐阜市金岡町五番地 イワタ建設株式会社 代表取締役 杉 本 高 男
--------------------------	----------------------------------	----	---	---

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定による通知について、通知の相手方の所在が不明なので、同法第百八十九条の規定によりその要旨等を次のとおり公示する。

なお、平成三十年三月十六日から十四日間当該通知の内容を、郡上市役所掲示場において掲示する。

平成三十年三月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 所在が不明な者の氏名

一 二 三 与之助、久保田元保、小島七次郎、村上まさ、日置吾三郎、日置春雄

二 通知の要旨

(一) 保安林の指定施業要件を変更する予定であること。

(二) 指定項目については、平成二十九年岐阜県告示第二百九十七号によること。

三 関係書類の閲覧場所

岐阜県郡上農林事務所及び郡上市役所

平成三十年三月十六日発行

発行者  
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一  
岐阜県庁

編集  
岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社